



宮 崎 県 公 報

平成23年2月23日（水曜日） 号外第18号

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（2件）…（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第 113号の6

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第113号の2）を次のとおり変更する。

平成23年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域
 - (1) 高鍋町大字高鍋町、大字蚊口浦の一部（茱萸原）、大字北高鍋の一部（中畑田、下畑田、洗井、七反田、小丸、挽木出口、道具小路、小鶴、下火月、砂子田、井手神、瀬ノ口下、中鶴屋敷村、権現前、上嶋城、下嶋城、茂広毛、樋渡、大峯村、今嶋南、頭無井手、中川池、下屋敷北、菖蒲池、今嶋及び大將軍下）、大字上江の一部（西畑田、東畑田、高月、嶋田、黒谷、松本、山下、飯長寺、谷坂、平原、東小並、西小並、中尾、黒土田、境谷、牧内、立野、市ノ山、永田、高平、江平、福井牟田、南唐木戸、北唐木戸、牛牧原、下耳切、北牛牧、南牛牧、大戸ノ口及び新山）及び大字南高鍋
 - (2) 新富町大字上富田、大字下富田、大字三納代、大字日置、大字新田の一部（富田向、後鶴、中屋舗、境田、堀田、浜田、中ノ切、塚原、北田、堂免、森元、溝川、青木、月形、溝開、今別府、水洗、竹下、小深り、薩摩橋、亀甲上、四日市下、永池、出口津、東間、船津、中津、平田、山苗代、奈良田、後園、阿蘇河、岩穴ヶ迫、宮ヶ平、竹ヶ山、陳ヶ迫、溜水、新野地、坂ノ上、坂ノ下、栗木田、迫口、平山、前田、芝原下、平ノ前、笹貫、寺畑、井出ノ上、末永村、小中州、黒瀬、猫之尾、森延下、森延、榎木西、成法寺、洗出、新田原、拾人團、牧神、麓、岡馬、桜木、椎木、中門口、永牟田、勘大寺、下瀬戸口、駒取場、上深田、笹原、老町田、柳田、鍋山、瀬ノ口、須田貫、上別府、宮之後、猪之尻、上新開、岩瀬、上谷川、下野尾戸、西牟田、中別府、前原、西ノ田、鶴戸川、年神、下ノ田、北畦原、正右エ門尾、大迫、音明寺、下迫田、大牟田、下出口、新橋、中原、大中原、吐合、下谷川、大溝、三財原、湯の宮、湯牟田、下川床、精曾、深田、平伊倉、楠木迫、中之迫、下大迫、直山、丸尾、浦田、貳斗蒔、五反丸、門田、烏帽子形、元

牧神前、鉾津町及び羽広）、富田、富田東、富田西、富田南及び富田北

宮崎県告示第 113号の7

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第113号の5）を次のとおり変更する。

平成23年2月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域
 - (1) 都農町大字川北の一部（福原尾浜田、福原尾村北、森、原田、赤穂付、明田、都農園、都農新町、都農中町、都農北町、都農上町、道籠、湯ノ本、上助代、湯牟田、中河原、岡田、鍛冶屋敷、後牟田、鹿牟田、海代、上葦生、馬場口、葦生尾立、橋ノ本、鼓、太田、上田、井出ヶ平、荒崎平、木戸平、川神田、西ノ郡、尾ノ下、京塚、黒石、霜原、藤見、瀬之口、川原田、春田、師匠田、北川田、神ノ木戸、口ノ坪、宮ノ尾、山下、大橋本、温水、尾ノ鼻下、尾ノ鼻、中原、白水、境ヶ谷、谷川堤下、新地堀、鯨橋下、岩山、岩山出口、大人形、鳥屋野、九次牟田、上黒萩、下黒萩、川中州、心見川添、心見上肥、心見、心見一元、堀内村下、堀の内、上ノ原、山末、山末村下、山末浜田、山末北原、綾織水下、浜道挟、寺迫浜田、寺迫平下、寺迫下原、中尾、寺迫北原、中村、寺迫、宮川、山末大原、心見大還上、旧牧跡、白石、龍ヶ平、下中河原、又猪野、又猪野原、長野下肥、長野、長野前田、上中河原、柿木迫、内野川添、西原、宮原、西尾立、内野後原、内野、内野下原、舟川中原、舟川前田、舟川、境谷、南原、前田、下征矢原、土矢原、狐穴、坂下、東平、上征矢原、日向、尾立、舟川尾立、榎谷、谷川、平山山田、下原、寺下、大丸、平山前田、平山西肥、平山、平山尾立、中尾立、山之神、牧川、五反丸、岩崎、鶴牟田、畑倉、椎孫山、百済山、陰河内山、川平山、角崎瀧山、赤木山、三ツ頭山、尾鈴山、長崎尾山、九重頭山、要ヶ頭山、黒原山、悪草山、水無山、鱈の口山、奥の平山及び妓枝折山）
 - (2) 日向市美々津町の一部（前田、五反丸、永田、新川、新宅、前ノ原、田久保、竹ノ内、宮ノ下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、上百町原、落鹿、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、崎田町、立岩通、中島、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、

鹿場、宮田越、笹尾、高鳥、石神、田ノ原、丸山、下福原及び上福原）、塩見の一部（ウト樫、下モ小路、滝内、小原萬籠谷、樫木大平、サレ尾及び下り谷）、富高の一部（仏川内及び山口）、東郷町山陰甲の一部（長崎を除く。）、東郷町八重原迫野内の一部（下細赤、上細赤及び上鹿瀬）、東郷町山陰庚の一部（山ノ口、唐木野及び屋敷田）及び東郷町山陰丙の一部（上大谷）

③ 門川町大字川内の一部（竹ノ下、入谷、土々呂下、名子、開田、相原、前田、元仁田、奥野、水無、ニクシ、猪ノ内、今別府、飯干、赤木谷、長原、土々呂平、山中、仁王平、論田、甲ノ口、松ヶ原、赤木、芹ノ谷、宇登木股、江子、板箇野、杓本松、尾畑、総図、小谷、鶴ノ前、清水谷、鳶ノ木、阿仙原、上ノ鶴、コモ原田、内野輪、古畑、出来所、新堂、神舞水流、ウバガ谷、鍵山、折立、安者、栄治畑、日平、上庭谷、船方、火切地、畑の内、古屋敷、尾地ヶ谷、曾ノ田、西ノ園、又江、上井野、日ノ平、丸尾、九ノ方、下ノ内、クサギ畑、猿川、上小切畑、幸谷、下り谷、宇野平、上水流及び下小切畑）

④ 美郷町北郷区宇納間の一部（板屋）、北郷区入下の一部（黒瀬、尾平、アイノ内、ウツキ藪、奥梶、下タノ原、赤岩、山ノ下、平田、椿原、堂ノ越、土々呂内、屋敷水流、クニギマタ、ヤナノヒラ、下モ小原及びミナノセ）及び北郷区黒木の一部（日平、アイノ内、尾平、小久保及びヨリキ）